

# 松葉三丁目町会 個人情報取扱基準

制定 令和6年5月11日

施行 令和6年5月11日

## (目的)

第1条 松葉三丁目町会個人情報取扱基準は、三丁目町会が保有する会員の個人情報の適正な取扱を定め、個人の権利・利益を保護するとともに、町会事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

## (責務)

第2条 町会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、町会活動において、個人情報の保護に努めるものとする。

## (周知)

第3条 この個人情報取扱基準は、総会資料に添付及び毎年1回、回覧により会員に周知する。

## (個人情報の取得)

第4条 町会は、会員本人より会長に提出された「会員カード」「防災名簿情報」等の受理により個人情報を取得するものとする。

2 町会が会員から取得する個人情報は、下記の事項とする。

1, 氏名 2, 住所 3, 生年月日 4, 電話番号 5, 会員が同意する事項

3 要支援者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を得た場合は、関係機関と協議する。

## (利用目的)

第5条 町会が保有する会員の個人情報は、次に掲げる活動を行うために利用するものとする。

- (1)町会費の請求及び管理
- (2)町会員の名簿及び地図の作成・配布
- (3)町会員の親睦・交流活動
- (4)町会の美化・清掃活動
- (5)町会の防災・防犯活動
- (6)町会の高齢者・要支援者への支援活動
- (7)個人情報の利用について会員が同意したもの

## (管理)

第6条 個人情報は、会長または会長が指定する役員（以下「管理者」という。）において厳正に管理する。不要となった個人情報は、複数の役員の立会いのもと、速やかに廃棄するものとする。

2 管理者は、管理上知ることが出来た個人情報を第三者にしらせたり、不当な目的のために使用してはならない。

(提供)

第7条 町会は、保有する個人情報について、次に掲げる場合を除き、あらかじめ会員の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(1)法令に基づく場合

(2)人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4)国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成)

第8条 町会は、個人情報を第三者に提供したときは、法第29条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第9条 町会は、第三者から個人情報の提供を受けるに際しては、法第30条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存する。

(開示、訂正等、利用停止等)

第10条 町会は、町会が保有する個人情報について、会員本人の請求に応じ、法に基づく開示、訂正等、利用停止等を行う。

(苦情相談窓口)

第11条 町会における個人情報に係わる苦情相談窓口は、管理者とする。

(改訂の手続き)

第12条 本基準の内容については、リスク環境、法令の変更等に応じて隨時見直し、その改訂は、役員会の承認を得て行うものとする。

改訂履歴

改訂1：令和 年 月 日